

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に相談窓口を開設しています

本村では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、愛知県よろず支援拠点の専門家による相談窓口を次のとおり開設しています。

今般の感染症対策の各種支援策活用から、売上拡大、資金繰り等の相談まで、幅広く対応いたしますので、是非ご利用ください。

なお、感染リスクの抑制とともに万一の感染発生に備え、窓口相談は事前予約制としています。ご希望の場合は、まずは開発部経済課にお電話にて予約をお取りください。

●実施期間

令和4年3月末まで実施
毎月第3金曜日実施（祝日、振替休日および年末年始を除く）
※状況により実施内容が変更となる場合があります。

●相談時間

午前9時～午後4時30分

●事前予約制

●場所

産業会館

●参加費

無料

●問合せ先

開発部経済課

青色申告農業者の方へ「農業経営収入保険制度」のご案内

農業経営収入保険制度は青色申告農業者の農業収入を補償する保険です。生産品目の制限はありません。様々な不測の事態による収入の減少に対応しています。申込受付は年内で、翌年1月からの適用です。詳細は問合せ先までお願いします。

●問合せ先

愛知県農業共済組合 海部津島出張所

☎66・1711

農地の貸付希望者を募集します

農地中間管理事業

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が農地の出し手から農地を借り受け、まとまりのある形で利用できるよう配慮し、農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手へ貸し付ける制度です。

「高齢で農作業ができない」「農業を続ける後継者がいない」「農地を相続したが農業はできない」という方につきましては、農地管理の方法の一つとしてご検討ください。

●農地の貸付申込期限

（令和4年作付分）

9月30日（木）

●申込方法

農地の貸し付けを希望される方は、開発部経済課までご相談ください。農用地貸出希望申込書」を提出してください。

●賃料等

1 反あたり、米の当年産仮渡金
1 俵分相当が賃料として農地の所有者に支払われます。※賃料は飛島村農地賃借料検討協議会にて決定されます。

●問合せ先

開発部経済課

愛知県農地中間管理機構

☎052・951・3288

9月1日から10日は「屋外広告物適正化旬間」です

屋外広告物法および愛知県屋外広告物条例では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、はり紙、立看板、広告板等の屋外広告物の設置について規制を設けています。設置にあたっては、事前に市町村役場に相談し、必要に応じて許可を受けてください。

一定の屋外広告物については、県条例により劣化、損傷状況の点検が義務付けられています。このうち、高さが4メートルを超える広告板等については、有資格者による安全点検が必要です。定期的な点検を実施し、屋外広告物の安全を確保してください。

●問合せ先

開発部建設課



年金生活者支援 給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必ず要です。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

●対象

【老齢基礎年金を受給している方】

次の要件を全て満たしている方
・65歳以上である

・世帯全員の市町村民税が非課税となっている

・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

前年の所得額が約472万円以下である

●請求手続き

①既に年金を受給されている方で、新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象となる方には、

日本年金機構より8月下旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②これから年金を受給し始める方
年金の請求手続きと併せて手続きをしてください。

●日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から電話で皆さまの家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

●問合せ先

給付金専用ダイヤル
☎0570・05・4092



海部南部権利擁護センターの 成年後見支援について

～巡回相談（要予約）～

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談（無料）をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日時

9月14日（火）

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場所

すこやかセンター

～弁護士による

法律相談（要予約）～

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談（無料）をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日時

9月16日（木）

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場所

海部南部権利擁護センター

□共通事項

●参加費

無料

●受付時間

午前9時～午後5時

（土曜・日曜・祝日および年末年始を除く）
手話通訳・要約筆記など障がい

のため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎69・8181

FAX 69・8180

